

令和二年 第三回定例会

市長説明要旨

南アルプス市

令和二年第三回定例会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

併せて、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、段階的な社会経済活動等の再開に伴い、活発化した人の活動により、七月に入ってから東京都におきまして、連日三桁を超える陽性者が確認されるなど、首都圏をはじめ、大阪府や愛知県など、全国各地において感染が急増し、国内の一日における感染者数の過去最多を連日更新するなど、再び感染が拡大しており、今まさに、第二波が到来している状況であります。

特に、感染経路が不明な割合が半数以上を占め、若年層においては、無症状者が多く発生している中で、会食などを要因とした感染が広がりを見せております。

また、家庭内感染も日々増加しており、市中における急激な感染拡大は予断を許さない状況であります。

本県におきましても、社会経済活動の再開に伴い、首都圏

との往来人口が増加した影響から、新規感染者の発生する頻度が高くなっており、感染拡大の波が足元まで押し寄せてきている状況を危惧しております。

市民の皆さまにおかれましても、再度、感染拡大防止のため、三密を避け、マスクの着用、手洗いの励行など、新しい生活様式の実践を、これまで以上に徹底していただきますよう心より切にお願い申し上げます。

現在は、新型コロナウイルスの感染防止対策を着実に講じながら、社会経済活動の段階を一段引上げ、この両者をしつかりと両立させていくことが重要な局面であります。

本市では、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた、市内中小規模事業者や観光、運送事業者などの事業継続を力強く下支えしてまいりました。今後も引き続き、市民の皆さまの安全、安心の確保に全力で取り組むとともに、地域経済の回復への歩みを強く支援してまいります。

県内で長く続いた梅雨空は、八月一日にようやく梅雨明けを迎えましたが、気象庁の統計開始以降四番目に遅く、昨年よりも八日遅い記録となり、八月に梅雨が明けたのは、実に、

十三年ぶりのことでもあります。

六月十一日からの梅雨期間における県内の総雨量は、七千三百六十六ミリと、現行の観測地点体制となつて以降、過去最多雨量となり、これまでの記録を千ミリ以上も上回る結果となりました。

梅雨前線の停滞により、断続的に降り続いた線状豪雨は、全国各地で未曾有の被害を発生させ、中でも七月上旬に発生した九州における河川氾濫や土砂災害は、多くの死者、行方不明者を出し、今もなお、多くの方々が避難生活を余儀なくされ、高温の続く中で復旧活動に追われております。

この場をお借りしまして、被災された多くの方々に、心からお見舞い申し上げますとともに、行方不明者の無事を衷心よりお祈り申し上げる次第であります。

特に、熊本県で発生した球磨川の氾濫事例は、本市も類似する河川状況であり、甲西地区に位置する一級河川横川付近は、複数の河川が立体的に交差する、全国的にも特異な形状であり、周辺地域においては、生命に危険を及ぼす甚大な浸水被害が幾度となく繰り返されてきた経緯があります。

横川の治水対策につきましては、長崎山梨県知事のご理解とご尽力の下、山梨県が中心となり、整備方針のとりまとめに向けた検討会が進められており、八月五日には、武田内閣府特命担当大臣に直接現地を視察していただき、国における国土強靱化計画の中で、早急に事業を推進されるよう強く要望いたしましたところであります。

梅雨の長雨は、本市の果樹栽培にも大きな影響を及ぼしており、特に、桃、スモモにつきましては、日照不足を原因とした玉割れや色付き不良による品質の低下が、また、ブドウにつきましてもべと病や晩腐病等の発生が多く見られ、生産量は、平年に比べ著しく減少していると聞いております。

桃につきましては、今年の台風十九号の影響によるせん孔細菌病が発生、休眠期防除により、一定の成果はあったものの継続した対策が不可欠であり、せん孔細菌病の蔓延を、より一層防止するためにも、秋季防除対策費につきまして、市単独での支援を昨年に続き、実施してまいります。

中部横断自動車道の全線開通を見据え、山梨県と静岡県、両県の特産物による消費喚起を目的に、五月二十八日、南ア

ルプス市内におけるさくらんぼ販売でスタートしました「バイ・ふじのくに」交流事業では、静岡市内の百貨店における即売会や、名古屋市内でのPR活動など、東海・中京圏での販売プロモーションを積極的に実施した結果、当初に、不安視されましたさくらんぼの販売額は、前年並みを維持することができました。

さらに、桃、スモモにつきましては、沼津市内で特産フェアを開催、静岡市内におきましても販売活動を積極的に実施し、本市自慢の果実を多くの方々にご賞味いただき、大変好評を得たところであります。

「バイ・ふじのくに」交流事業を契機に、沼津市と本市との特産物による販売交流も始まっており、これまで以上に、静岡県との交流の絆を深めることができ、これから旬を迎えるシャインマスカットを中心としたブドウや柿など、本市の誇る果実の逸品を、より多くの皆さまにご賞味いただけるものと大いに期待するところであります。

七月には、国土交通省より、中部横断自動車道の全線開通時期が、トンネル掘削のための地盤改良等に時間を要するた

め、本年末から来年夏頃に「延期」されることが正式に発表されました。

中部横断自動車道につきましては、本市といたしましても、地域の活性化に繋がる重要な道路であり、今後の流通の要になるものと認識しており、静岡県と高速道路で直結することにより、観光業や運輸業のみならず、農産物の流通において、大きな経済効果をもたらすものと、大いに期待しているところであります。

この度の延期は、非常に残念ではありますが、工事の安全対策を十分講じていただく中で、早期に完成、開通されることを心より願うものであります。

令和二年度の市政運営につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、事業の中止や取組内容の見直しを余儀なくされているところであります。

その中で、新たな生活様式の実践に合わせ、創意工夫を凝らしながら、市民の皆さまの安全を確保する中で、幾つかの活動について、徐々に前に進めている状況であります。

はじめに、「総合防災訓練」についてであります。

今年度の総合防災訓練につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策を考慮した上での訓練といたします。

「三密」を回避し、短時間での訓練とするため、自主防災会を中心とした「地域住民の安否確認」に重点をおき、役員相互による連携調整や防災機材点検など、基本的な活動内容として実施いたします。

また、市職員の災害対応訓練につきましても、当日は、連絡網を活用した安否確認の伝達訓練とし、例年、実施しております市役所内の各災害対策班における訓練につきましても、総合防災訓練時までに、個別に取り組んでおります。

更に、水防対策の一環としまして、七月の豪雨災害状況を踏まえ、台風到来シーズン前に、再度、事業継続計画における職員配備及び避難所等の徹底を指示しております。

総合防災訓練は、新型コロナウイルス感染症防止対策を考慮して実施いたしますが、これからの台風や大雨等の災害に備え、例年以上に危機感を持ち、有事の際は、迅速かつ的確に対応できるよう体制強化を図っているとあります。

次に、「伊奈ヶ湖紅葉祭り」についてであります。

市民の皆さまに、秋の伊奈ヶ湖を満喫していただくため、これまでの実施方法を変更し、開催する予定であります。

新型コロナウイルス感染防止対策を十分に施す中で、野外音楽会、自然教室、マウンテンバイク教室及びキャンプ教室などは、十月末から十一月の毎週日曜日、週ごとに分散開催し、各イベントの定員を五十名程度に制限した小規模での実施を考えております。

また、ドライビングシアターの開催など、この時期だからこそ新たなイベントにも取り組んでまいります。

続きまして、私が掲げております公約、五つの約束の取り組みと併せて、今年度実施中の主要事業につきまして、ご説明申し上げます。

先ず、一点目は、『子育て支援のさらなる推進』についてであります。

新型コロナウイルス感染防止対策の影響により、ご家庭で

の負担が増した子育て世帯の支援につきましては、四月から九月までの半年間、三歳未満児の保育料無償化を第一子まで拡大するとともに、公立、私立保育所における副食費、小中学校の給食費、放課後児童クラブの利用料について、無償化を実施してまいりました。

緊急事態宣言の解除後から、市内小中学校や公共施設等につきましても、感染防止対策に十分注意を払い、新たな生活様式の中で再開しておりますので、これらの無償化につきましては、九月をもちまして終了とさせていただきます。

しかしながら、出産や産後の育児に不安を抱え、心身共に大きな負担のかかる保護者の皆さまに対しましては、新生児の健やかな成長と保護者の皆さまを応援するための給付金であります「新生児特別定額給付金」を創設し、令和二年四月二十八日から令和三年四月一日までに生まれた新生児を対象としまして、新生児一人あたり十万円を給付させていただきます。

次に、「教育支援体制整備事業」についてであります。

六月定例会でご承認いただき、国の補助事業により、物的

支援及び人的支援の整備を進めております。

先ず、物的支援につきましては、各学校に新型コロナウイルス感染症防止対策として、センサー式自動水栓や非接触型体温計など、必要な備品や消耗品を随時購入しております。

次に、人的支援としましては、児童生徒の学習支援や補習等の個別指導などを補助するため、学習指導員を七月に公募し、選考過程を経た二十六名を、本月二十日の二学期開始に合わせて各学校に配置しております。

また、スクールサポートスタッフにつきましては、感染防止対策に係る作業や教員の補助を業務としており、準備が整い次第、公募し、学校に配置してまいります。

これらの体制整備により、臨時休業による授業時間の不足を補い、感染防止対策に万全を期しながら、児童生徒の学びの保障に取り組んでまいります。

次に「保育所施設及び学校施設の整備充実」についてであります。

市内公立保育所の防犯カメラ設置事業につきましては、今年度、八箇所の保育所に設置を計画しております。

これにより、市内すべての公立保育所に防犯カメラの設置を完了いたします。

また、中学校空調設備設置事業につきましては、改築に合わせ設置しました白根御勅使中学校を除いた、中学校六校の特別教室に冷暖房設備を設置いたします。

これにより、既に設置が完了しております小学校を含め、市内小中学校すべての普通教室と特別教室に、冷暖房設備の設置を完了いたします。

今後も、児童生徒や教職員が安全、安心に過ごし、快適に学べる環境づくりに、鋭意努めてまいります。

二点目としまして、『健康・長寿のまちづくり』についてであります。

昨年度から実施しております健康わくわくウォークにつきましましては、今年度、新規参加者五百名の定員に対し、八百名を超える応募があり、昨年からの継続希望者四百五十九名と合わせ、約一千名の市民の皆さまが、九月から十一月までの三カ月間、ウォーキングに取り組みます。

新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛等による運動不足や、社会的に長引くコロナ禍によるストレスなど、二次的な健康被害が、特に心配されております。

これらを予防するためには、ウォーキングにより体を動かすことや、人との繋がりを徐々に回復させることで、健康を維持していくことが最も重要でありますので、感染予防や熱中症対策への注意を喚起する中で、健康わくわくウォークの実施を進めてまいります。

三点目としまして、『ユネスコエコパーク事業』の推進についてであります。

七月から、ふるさと文化伝承館テーマ展「開削三百五十年 徳島堰」を開催しております。

先人の尊い御苦勞による偉大な徳島堰の歴史はもとより、当時の社会背景や施工技術、地域住民の暮らしとの関わりなどを、豊富な資料と民具類により多角的に紹介し、県内外の皆さまにご覧いただいているところであります。

次に、「広河原山荘新築工事」につきましては、県営林道

南アルプス線の復旧開通により、工事を七月二十日から再開しておりますが、工事中止期間の影響により、工程を修正するとともに、スロープや多目的トイレの設置など、バリアフリー対策を加え、順次工事を進めてまいります。

四点目としまして、『豊かで活力あるまちづくり』についてであります。

はじめに、「南アルプスインターチェンジ新産業拠点整備事業」につきましては、六月定例会において、ご説明申し上げましたとおり、このコロナ禍の影響を踏まえ、企業募集の開始時期は示さず、募集案内の一部を事前公開しております。

正式な公募の開始時期につきましては、社会情勢を踏まえ検討を重ねておりますが、現時点では判断に至っておりません。引き続き企業の投資マインド等を注視してまいります。

次に、「シテイプロモーション事業」についてであります。移住定住や交流人口の拡大を目的に、本市の魅力を効果的に発信するためのシテイプロモーション戦略の策定にあたり、若手職員によるワーキンググループを設置し、発信する

魅力、対象、方法、事業化及び推進体制について、検討を始めたところであります。

また、南アルプス市シテイプロモーション戦略の策定にあたり、公募型プロポーザルにより、支援事業者を選定いたしましたので、今後、九月上旬には契約を締結し、具体的な戦略策定に取り組んでまいります。

次に「国土強靱化地域計画策定」についてであります。

国は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定、平成二十六年に国土強靱化基本計画を策定し、閣議決定いたしました。

これを受けて山梨県は、いかなる自然災害が起きても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全、安心な地域の構築に向けた県土の強靱化を目的とした山梨県強靱化計画を策定しております。

本市におきましても、市内に複数の活断層が確認されており、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震、加えて豪雨、豪雪等の大規模自然災害に対する備えが課題となっていることから、国土強靱化基本計画との調和を保ち、山梨県

強化計画と連携を図る中で、「南アルプス市国土強化地域計画」を今年度中に策定してまいります。

次に「土地利用」についてであります。

中部横断自動車道の静岡方面への開通、新山梨環状道路の延伸、リニア中央新幹線の整備などにより、近い将来、本市は、県内において抜群の交通の要衝となり、大きな発展の可能性を有することになります。

移住定住や企業誘致、物流拠点など、新たな展開に向けた準備と、基幹産業である農業を取り巻く課題に対し、明確な理念と長期的な展望を持ち、事業を推進する必要があります。

土地利用につきましては、南アルプス市総合計画基本構想に基づき、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画を策定し、適正な土地利用を図ってまいりましたが、本市の更なる発展を実現するため、有効的な土地利用について、改めて検討しております。

最後に、五項目としまして『行財政改革のさらなる推進』についてであります。

はじめに、今定例会に提出させていただいております令和元年度決算の概要につきまして、ご報告申し上げます。

各会計とも実質収支を黒字で終えております。

また、財政健全化法による一般会計の財政健全化判断比率につきましては、実質公債費比率が前年度比〇・一ポイント改善し、四・三パーセント、将来負担比率につきましては、昨年度より更に、マイナス幅が拡大したため、今年度も「数値なし」となり、いずれも健全化判断基準を大きく下回っていることから、良好な財政状況を維持しております。

今後も引き続き、健全で持続可能な財政運営に鋭意努めてまいります。

次に、企業局の「料金課の検針・収納業務等外部委託」についてであります。

これまで、上下水道料金の一体徴収を促進すると同時に、料金関連業務について、民間事業者へ包括的に委託することを、局内の他、関係部署とともに検討してまいりました。

運営の効率化はもとより、民間活力による市民サービス及び徴収率の向上を高めるため、令和三年四月から、料金課の

業務を民間委託する方向で準備を進めております。

今年度は、これまで経験したことのない厳しい状況下での市政運営となりますが、この逆境を糧として、更なる市政の発展と安全で、安心できる市民生活の確保を図るため、職員一丸となり各種事業に鋭意取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は、条例案六件、予算案十件、財産の譲渡案一件、市道路線に関する案三件、地方公営企業事業会計利益剰余金の処分等に関する案三件、決算の認定案十八件、合わせて四十一件であります。

はじめに、議案第六十六号、「南アルプス市表彰条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、これまで毎年実施してまいりまし

た市制施行記念式典の開催方法を見直し、隔年又は数年ごとの開催とするため、関連する規定がある本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第六十七号、「南アルプス市税条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、令和二年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る税額控除等について、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第六十八号、「南アルプス市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、租税特別措置法の一部改正及び地域再生法に基づき、山梨県地域再生計画に係る計画期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第六十九号、「南アルプス市国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の特例について規定する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第七十号、「南アルプス市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、管理者要件及び管理者要件の適用の猶予に関する規定する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第七十一号、「南アルプス市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、令和二年度に施行された地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、補正予算案について、ご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました補正予算案は、南アルプス市一般会計のほか、七特別会計及び二企業会計の、合わせて十会計であります。

はじめに、議案第七十二号、「令和二年度南アルプス市一般会計補正予算（第七号）」についてご説明申し上げます。

補正額を四百九十三万五千円減額とし、歳入歳出予算の総額を三百九十八億三千四百六万一千円といたすものであります。

歳出の主なものについて、政策体系別にご説明申し上げます。

まず、『ともに生き支えあうまちの形成』についてであります。

「八田児童クラブ整備事業」として、現在、八田小学校から離れている八田児童クラブを廃止し、八田小学校敷地内に新築するための設計委託料として、五百六十八万八千円を計上いたしております。

次に、国の特別定額給付金の対象とならない基準日の翌日以降に生まれた新生児を対象に、一人当たり十万円を給付する、市独自の「新生児特別定額給付金事業」に、五千五百七十万七千円を計上いたしております。

また、民間保育所等に対しまして、感染症予防対策を実施するための補助金として一千五百五十万円を、公立保育所や放課後児童クラブ等の感染症対策用品の購入経費として、三千万円を計上いたしております。

本事業の財源といたしましては、県からの補助金を見込んでおります。

次に、『うるおいと活力のある快適なまちの形成』についてであります。

はじめに、「農作物緊急救済措置事業」として、昨年度から引き続き、桃のせん孔細菌病の多発生を受け、来年度以降の蔓延を防ぎ、桃の生産安定を支援するため、秋季防除対策にかかる費用の一部を助成する経費として、一千八百六十二万六千円を計上いたしております。

また、「道水路の維持管理事業」として、ポリ塩化ビフェ

ニルが含まれている塗料を使用している可能性のある市道、農道及び林道の橋梁を調査する経費として、一千七百六十三万三千円を計上いたしております。

次に、『心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成』についてであります。

先ず、「小学校施設整備事業」として、大明小学校において、令和三年度にクラス数が増加するため、現在、会議室として使用している教室に、空調設備を設置する経費として、四百二十七万四千円を計上いたしております。

また、「教育支援体制整備事業」として、新型コロナウイルス感染症防止対策として、小中学校において感染症対策に係る作業や、教員の業務を補助するスクールサポートスタッフを配置する経費として、一千百六万五千円を計上いたしております。

本事業の財源といたしましては、県からの補助金を見込んでおります。

このほか、職員の退職や採用などの人事異動、共済負担金率改定等に伴う職員給与費の増額など、合わせて四千百三万

二千円を計上いたしております。

以上、歳出予算の財源といたしましては、地方交付税、国、県支出金、繰越金などを見込んでおります。

次に、特別会計補正予算案についてご説明申し上げます。
提出いたしましたのは、議案第七十三号、「令和二年度南アルプス市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）」をはじめとする、七特別会計の補正予算案であります。

主なものとして、国民健康保険特別会計につきましては、前年度事業費の確定に伴う清算返納金の増額と人事異動に伴う職員給与費の減額など、百二十一万二千円の減額補正を計上いたしております。

また、介護保険特別会計につきましては、前年度事業費の確定に伴う清算返納金、基金積立金及び人事異動に伴う職員給与費の増額など、合わせて二億四千七百九十五万七千円を計上いたしております。

次に、企業会計補正予算案についてご説明申し上げます。
提出いたしましたのは、議案第八十号、「令和二年度南ア

ルプス市水道事業会計補正予算（第一号）」及び、議案第八十一号、「令和二年度南アルプス市下水道事業会計補正予算（第一号）」であります。

主なものとして、水道事業会計につきましては、企業局料金課業務の外部委託に向けたネットワーク構築及び職員の人事異動に伴う給与費の増額など、合わせて三百六十万三千円を計上いたしております。

また、下水道事業会計につきましては、釜無川流域下水道管渠移設工事に伴う補償費の負担金及び職員の人事異動に伴う給与費の増額など、合わせて五百三十六万円を計上いたしております。

以上で補正予算案についての説明を終わります。

次に、議案第八十二号、「財産の譲渡について」であります。

公共施設再配置の一環として、平成三十年度から学校法人武蔵野東学園と売買の交渉を重ね、同意に至りました芦安都

市・農村交流センターについて、不動産鑑定額以下で譲渡するため、地方自治法九十六条第一項第六号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提出するものであります。

次に、議案第八十三号、「市道路線の認定について」であります。

これにつきましては、路線の見直しに伴う六路線と、開発行為により寄附された五路線を市道認定するものであります。

次に、議案第八十四号、「市道路線の変更について」であります。

これにつきましては、路線の見直しによる四路線の市道を変更するものであります。

次に、議案第八十五号、「市道路線の廃止について」であります。

これにつきましては、路線の見直しによる一路線の市道を廃止するものであります。

次に、議案第八十六号、「令和元年度南アルプス市水道事業会計利益剰余金の処分について」、議案第八十七号、「令和

元年度南アルプス市下水道事業会計欠損金の処理について、及び議案第八十八号、「令和元年度南アルプス市自動車運送事業会計欠損金の処理について」であります。

この三案につきましては、地方公営企業法第三十二条第二項の規定により議会の議決を経る必要があるため、提出するものであります。

次に、認定第一号から認定第十八号につきましては、「令和元年度南アルプス市一般会計歳入歳出決算」をはじめ、「四の特別会計」及び「三つの企業会計」の決算の認定を求めるものであります。

以上、提出案件についての説明を終わります。

何卒、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

令和二年八月二十八日

南アルプス市長 金丸 一元